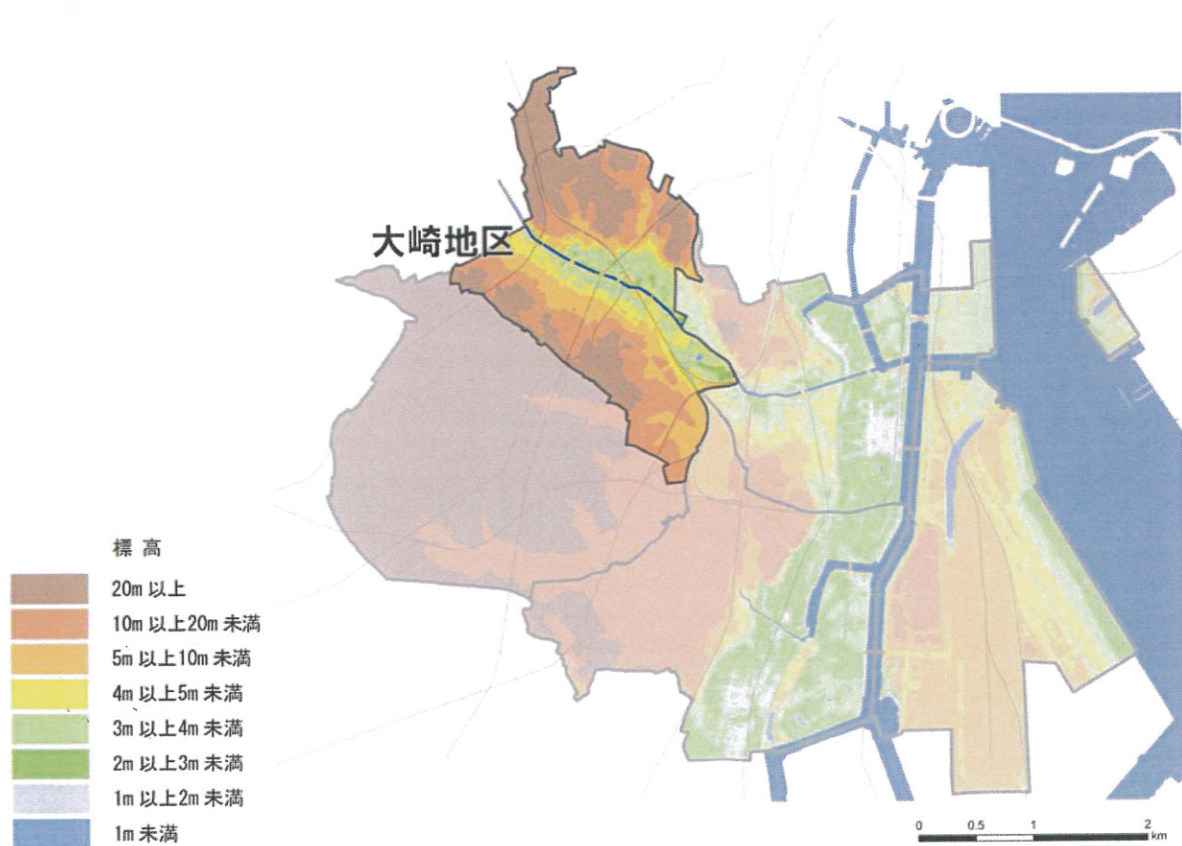
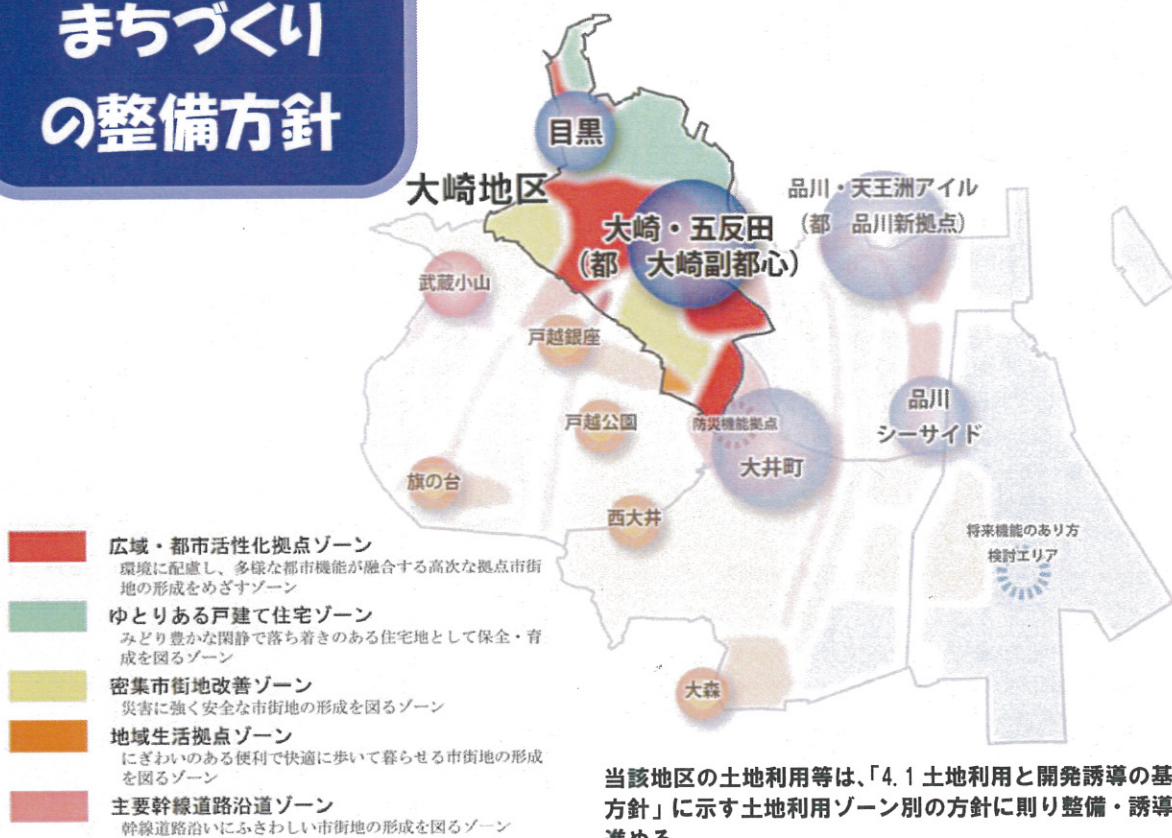


大崎地区 まちづくり の整備方針



8 花房山・池田山・島津山・長者丸の住宅地

高台の閑静な住宅地としての環境が守られている

- ◆池田山・島津山・長者丸の住宅地は、第一種低層住居専用地域の指定（10mまでの建物高さの制限）により、高台の閑静な街並みが維持されている。
- ◆旧正田邸跡地への区立公園（ねむの木の庭）の整備により、池田山の閑静な住宅地としての市街地環境がより高まった。
- ◆花房山の住宅地は、集合住宅を基本として、大使館等が立地する良好な住環境を形成している。

●閑静な住宅地の環境の維持

平成16年 区立公園「ねむの木の庭」の開園
※第一種低層住居専用地域（高さ制限10m）



清泉女子大学の豊かなみどりに恵まれた島津山の眺望（左奥は池田山の住宅地）



平成16年に旧正田邸跡地に整備され池田山の住宅地の価値を一層高める「ねむの木の庭」（東五反田五丁目）



出典：広報しながわ（平成16年9月1日号）